農業関係の制度資金（平成22年1月22日現在）

資金名		主な内容	貸付対象者	利率（%）〔 〕内は特例	償還期限（年）	うち据置（年）	融資率（%）	融資の限度額	融資機関（問い合わせ先）	資金使途（代表的なもの）																
										土地基盤			施設機械		農畜産物			生活環境	新規就農		災害等	短期運転資金	長期運転資金	負債整理・経営再建
										農地等の取得	農地等の貸借	農地等の改良造成	農機具の購入	農畜舎・ハウス等の建設	野菜・果樹等の植栽・育成	花き・花木の植栽・育成	家畜の購入・育成	農家住宅の改良・取得	農業技術等の研修	就農の準備	自然災害や社会的・経済的環境変化等による経営の悪化			
農業近代化資金		農機具・農業用施設等の改良、造成、取得等に要する中・長期資金	①認定農業者　※1 ②認定就農者　※2 ③主業農業者　※3 ④集落営農組織　※4	1.7 〔無利子〕 ※6 ※7	7～15	3～7	80～100	個人1,800万円 法人2億円	農協等		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
農業改良資金		新たな農業経営部門への進出、新たな先駆的技術の導入等に取り組む場合の資金	①認定農業者 ②認定就農者 ③主業農業者 ④①～③の経営の経営主以外の主宰権を持つ農業者 ⑤集落営農組織 ⑥作業受委託等の任意団体 ⑦特例で認められた者　※5	無利子	10～12	3～5	80～100	個人1,800万円 法人5,000万円	県または農協等		○	○	○	○	○	○	○		○					
就農支援資金	就農研修資金	農業大学校等の研修教育施設や国内外先進農家等における研修のための資金	認定就農者	無利子	7～12	2～9	100	農業大学校等 5万円/月 先進農家等 15万円/月	青年農業者等育成センター										○					
	就農準備資金	住居の移転、資格取得、就農先の調査等準備のための資金						200万円												○				
	就農施設等資金	農業経営を開始する際の施設設置、機械の購入に必要な資金			12	5	100	青年3,700万円 中高年2,200万円	青年農業者等育成センター・農協		○	○	○	○	○	○	○							
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）		農地や農機具・農業用施設等の改良、造成、取得等に要する長期資金	認定農業者	0.8～1.7 （無利子） ※8	25	10	100	個人1.5億円 法人5億円	日本政策金融公庫（県信連、銀行等の受託金融機関）	○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	○
経営体育成強化資金		意欲と能力のある農業者が、農地や農機具・農業用施設等の改良、造成、取得等に要する長期資金	①認定就農者 ②主業農業者 ③集落営農組織	1.7	25	3～10	80	個人1.5億円 法人5億円		○	○	○	○	○	○	○	○		○				○	○
農林漁業セーフティネット資金		不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等で、資金繰りに支障を来している場合の資材費・労務費等のための長期運転資金	①認定農業者 ②認定就農者 ③主業農業者 ④集落営農組織	0.8～1.05 （無利子） ※8	10	3	-	300万円													○			○
農業経営改善促進資金（スーパーS資金）		種苗・肥料・飼料購入等のための短期運転資金	認定農業者	1.5	1	-	100	個人500万円 法人2,000万円 （畜産、施設園芸経営はそれぞれ4倍）	農協等													○		

※1　認定農業者：農業経営基盤強化法に基づき、経営改善に取り組む農業者が自ら「農業経営改善計画」を作成・申請し、市町村から認定を受けた者。
※2　認定就農者：新たに就農しようとする青年等であって、青年等就農促進法に基づき作成する就農計画について、県知事により認定を受けた者。
※3　主業農業者：農業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高）の過半を占めていること、または農業粗収益が200万円以上（法人にあっては売上高1000万円以上）の者。
※4　一定の要件を満たす任意団体で農業を営む者。（当該団体が法人化するときにその法人の構成員として参加する農業を営む者を含む）
※5　特例で認められた者：「持続農業法」、「農商工等連携促進法」、「農林漁業バイオ燃料法」又は「米穀新用途利用促進法」に基づき認定された者等。
※6　平成22年3月31日までの間に利子補給承認等を受けたものに限り、一定条件のもとで実質無利子となる。
※7　平成22年3月31日までの間に利子補給承認を受けた集落営農組織に限り、一定条件のもとで2%を限度に利子助成を受けられる。（現在の金利水準では無利子となる）
※8　スーパーL資金及び農林漁業セーフティネット資金（農業）については、平成22年3月31日までに(株)日本政策金融公庫で貸付決定した案件について、一定の要件を満たす場合に実質無利子となる。